

## 検定意見書

受理番号 106-222		学校 高等学校		教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	106	上4	(学習の流れ) 3 班の中で話し合う	生徒にとって理解し難い表現である。 (108ページの3の活動に照らして理解し難い。)	3-(3)	
2	123	脚注1	「1 地球温暖化係数」の注	生徒にとって理解し難い注である。 (本文に照らして理解し難い。)	3-(3)	
3	126	図	「図5 地表面温度の変化」の図	生徒にとって理解し難い図である。 (「A R 6 平均」、「(C E)」、「増加」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-223		学校 高等学校		教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	57	11	(学習の手引き 5) 広告の「形而上学的な奇妙さ」(五六 ・4)	不正確である。 (行の示し方が不正確。)		3-(1)
2	174		ページ下の柱の「読解編 4」 (176ページも同)	生徒にとって理解し難い表示である。 (目次に照らして理解し難い。)		3-(3)
3	199	図	「図 5 地表面温度の変化」の図	生徒にとって理解し難い図である。 (「A R 6 平均」、「(C E)」、「増加」)		3-(3)
4	284	脚注9	9 可塑性 変形しやすいさま。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (「可塑性」について誤解する。)		3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-224		学校 高等学校		教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返 (3)	下25	その限りではない。	不正確である。 (引用が不正確。)		3-(1)
2	111	上9-10	「論理が追放したはずの『倫理』を再び呼び戻すはめに陥って」(110・7) しまったのはなぜか、説明しよう。	生徒が誤解するおそれのある設問である。 (本文の趣旨について誤解する。)		3-(3)
3	116	上19	こちらの図のように、	生徒にとって理解し難い表現である。 (「こちら」の指示示すものが理解し難い。)		3-(3)
4	210	上6	考えるにためには、	誤記である。		3-(2)
5	226	下2-4	「多様化」(222・1)、「カテゴリー化」(223・1)、「内面化」(223・2)、「矮小化」(224・4)のように、「化」が下につく三字の熟語を書き、それぞれの漢字のはたらきを確かめよ	生徒にとって理解し難い設問である。 (設問の趣旨が理解し難い。)		3-(3)
			う。			
6	230	13	『单一民族神話の起源——「日本人」の自画像の系譜』	不正確である。 (書名が不正確。)		3-(1)
7	233		(「4. 「やさしい日本語」で交流しよう」の「②短い文で、語尾まではつきり発音する」) 日本語は文末で意味が決まるので、最後まではつきりと言いかける。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「日本語は文末で意味が決まる」。)		3-(3)
8	238		(『グローバリゼーション』の図版) CHIKUMA SHINSHO	特定の商品の宣伝になるおそれがある。		2-(7)
9	242	上2	[culrure]	誤記である。		3-(2)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-224		学校 高等学校		教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
10	250	下16	つまり、多様性という言葉に安住することは、	不正確である。 (引用が不正確。)	3-(1)	
11	255	上9-10	◆逆接 例しかし・ところが・だが・けれどもあとに述べる事柄が、前に述べた事柄と逆になることを表す。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (逆接について誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-225		学校 高等学校		教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	141	下13	類	生徒にとって理解し難い記号である。 (12ページの凡例に照らして理解し難い。)	3-(3)	
2	144		コラム全体	生徒にとって理解し難いコラムである。 (コラムの趣旨が理解し難い。)	3-(3)	
3	173	9	「過去の色彩の記憶をたどる旅」 (172・2)	不正確である。 (ページの示し方が不正確。)	3-(1)	
4	176	上9-10	その後で、三人の発言内容について司会者から質問をしたり、まとめたりします。	生徒にとって理解し難い表現である。 (あの記述に照らして理解し難い。)	3-(3)	
5	178	下3	■パネラーどうしの質問を促す。	生徒にとって理解し難い説明である。 (本文に照らして理解し難い。)	3-(3)	
6	179	下1-2	■パネラーの発言を評価して、フロアと共有する。	生徒にとって理解し難い説明である。 (本文に照らして理解し難い。)	3-(3)	
7	188	上、右	(『実践！交渉学』の図版) CHIKUMA SHINSHO	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
8	228	上2-3	例えば、説明文や論説文、評論文や批評文、意見文もあれば、小説や物語、随筆などである。	生徒にとって理解し難い表現である。 (係り受けが理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-226		学校 高等学校		教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返 ①	下5	いい質問とは何か (127ページ上5行目も同。)	不正確である。 (教材名が不正確。)		3-(1)
2	83	左	(『いのちの場所』の図版) 岩波書店	特定の商品の宣伝になるおそれがある。		2-(7)
3	172	脚問2	「調整されてしまう」	不正確である。 (引用が不正確。)		3-(1)
4	234	下5-7	また、和語・漢語・カタカナ語に言い換えにくい言葉を探してみよう。	生徒にとって理解し難い指示である。 (学習の趣旨が理解し難い。)		3-(3)
5	241	下1-16	「ポイント」全体	生徒にとって理解し難い解説である。 (解説の趣旨が理解し難い。)		3-(3)
6	261	注3	式子内親王 (?-一二〇一)	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (生年が確定していないかのように誤解する。)		3-(3)
7	265	脚問5	「裏切られたと思う」	不正確である。 (引用が不正確。)		3-(1)
8	269	上10	「共話と対話には、それぞれに固有の効能がある」 (266・7)	不正確である。 (行の示し方が不正確。)		3-(1)
9	315	中、右	(『科学の限界』の図版) CHIKUMA SHINSHO	特定の商品の宣伝になるおそれがある。		2-(7)
10	316	下、左	(『だから日本はズレている』の図版) 新潮新書	特定の商品の宣伝になるおそれがある。		2-(7)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-227		学校 高等学校		教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	63	下	(「①箇条書きで整理する」) 上図全体	生徒にとって理解し難い図である。 (上段の説明に照らして理解し難い。)	3-(3)	
2	132 - 133	上24- 上1	では、ここまで話し合いで、「部活動体験」と「学校探検」が残りました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (直前までの話し合いの流れに照らして理解し難い。)	3-(3)	
3	196	下13	交共交通機関	誤記である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-228		学校 高等学校		教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	101	上囲み	(「言いたいこと」の具体例2) エコパック	誤記である。		3-(2)
2	125	下	(『はじめてのニュース・リテラシー』の図版) ちくまプリマー新書	特定の商品の宣伝になるおそれがある。		2-(7)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-229		学校 高等学校		教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	3 目次		(上段「探究の扉 スライダーズ・ミックス 宮下奈都」のページ表示) 83	不正確である。 (表示が不正確。)		3-(1)
2	84 - 92		教材全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。 (「会話という現象」と適切に関連付けられていない。)		2-(13)
3	102 - 105		教材全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。 (「無意識を滋養する術」と適切に関連付けられていない。)		2-(13)
4	145	上囲み	(「言いたいこと」の具体例2) エコバック	誤記である。		3-(2)
5	169	下	(『はじめてのニュース・リテラシー』の図版) ちくまプリマー新書	特定の商品の宣伝になるおそれがある。		2-(7)
6	270 - 280		参考教材全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。 (「実用的な文章と芸術的な文章」と適切に関連付けられていない。)		2-(13)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-230		学校 高等学校		教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	101	上囲み	(「言いたいこと」の具体例2) エコバック	誤記である。		3-(2)
2	114 - 117		教材全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。 (「無意識を滋養する術」と適切に関連付けて扱われていない。)		2-(13)
3	158 - 166		教材全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。 (「会話という現象」と適切に関連付けて扱われていない。)		2-(13)
4	191	下	(『はじめてのニュース・リテラシー』の図版) ちくまプリマー新書	特定の商品の宣伝になるおそれがある。		2-(7)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号	106-231		学校	高等学校	教科	国語	種目	現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項		指 摘 事 由			検定基準	
	ページ	行							
1	98 - 103		教材全体		学習指導要領の示す「内容」に照らして、扱いが不適切である。 (内容A「話すこと・聞くこと」の(1)に示す事項に照らして、扱いが不適切。)			2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-232		学校 高等学校		教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	188	柱1	総	表記の基準によっていない。 (常用漢字表外の字であるのに読み方が示されておらず、表記の基準によっていない。)	3-(4)	
2	189	下6	「〈普通語〉とは何か」 (210ページ2行目、5行目も同。)	不正確である。 (教材名が不正確。)	3-(1)	
3	196	上7-8	また、〈書き言葉〉で目の前にいない相手に物事を伝える場合、気をつけることについて考えてみよう。	生徒にとって理解し難い表現である。 (係り受けが理解し難い。)	3-(3)	
4	202	5 - 6	文字・文体などの言語をはじめとする多様な視点から研究している。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「文字・文体などの言語」。)	3-(3)	
5	221	6段2	(日本文学史年表) 常用漢字告示	不正確である。 (告示に照らして不正確。)	3-(1)	
6	222	5段25	(日本文学史年表) 汝	表記の基準によっていない。 (常用漢字表外の字であるのに読み方が示されておらず、表記の基準によってない。)	3-(4)	
7	222	5段25	(日本文学史年表) 廻	表記の基準によっていない。 (常用漢字表外の字であるのに読み方が示されておらず、表記の基準によってない。)	3-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-233		学校 高等学校		教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返 3		(「木曜会」の説明) 明治三十九年から漱石の死まで、漱石山房（漱石が明治四十年から晩年まで暮らした現在新宿区早稲田南町の住居）で定期的に開催された集い。	生徒にとって理解し難い説明である。 (「木曜会」の説明として理解し難い。)	3-(3)	
2	表見返 3		(「漱石が芥川・久米に宛てた手紙」の4行) 「決して」の「決」	表記の基準によっていない。 (常用漢字表外の字であるのに読み方が示されておらず、表記の基準によっていない。)	3-(4)	
3	目次4		(「第9章 情報と社会」の「実践」) 社会を作ることば	表記が不統一である。 (227ページ及び245ページに照らして不統一。)	3-(4)	
4	43 - 55		教材全体	学習指導要領の示す「内容」に照らして、扱いが不適切である。 (内容B「書くこと」の(1)に示す事項に照らして、扱いが不適切。)	2-(1)	
5	58	上11- 12	多くの物語は境界に立つ人物たちを描く。そこは自分の論理が通用しない危うさをはらんでいるからだ。	生徒にとって理解し難い表現である。 (文意が理解し難い。)	3-(3)	
6	58	下1	論理的思考の痕跡をたどる	生徒にとって理解し難い見出しである。 (内容に照らして理解し難い。)	3-(3)	
7	124 - 126		教材全体	学習指導要領の示す「内容」に照らして、扱いが不適切である。 (内容A「話すこと・聞くこと」の(1)に示す事項に照らして、扱いが不適切。)	2-(1)	
8	162	上9	「②記事の主張を鵜呑みにするのではなく」の「鵜」	表記の基準によっていない。 (常用漢字表外の字であるのに読みが示されておらず、表記の基準によっていない。)	3-(4)	
9	181 - 188		教材全体	学習指導要領の示す「内容」に照らして、扱いが不適切である。 (内容A「話すこと・聞くこと」の(1)に示す事項に照らして、扱いが不適切。)	2-(1)	
10	213 - 224		教材全体	学習指導要領の示す「内容」に照らして、扱いが不適切である。 (内容B「書くこと」の(1)に示す事項に照らして、扱いが不適切。)	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-234		学校 高等学校		教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	14	側注4	『なんとなくの日々』	不正確である。 (書名が不正確。)		3-(1)
2	81	下7-8	「ことばがつくる男と女」	不正確である。 (教材名が不正確。)		3-(1)
3	93	1 - 7	〈課題〉 空白から推理しよう 想像力を刺激するのは小説ばかりではない。「失われた両腕」の例のように、本来あるものの欠如もまた、人々の想像力を刺激する。文章の場合に置	生徒にとって理解し難い〈課題〉である。 (〈課題〉の趣旨が理解し難い。)		3-(3)
			き換えてみれば、それを空白と言ってもいいだろう。偶然の作用ではないが、あえて書かないことによって、読者の想像力をかき立てるという方法がある。			
			文章を読む時は、空白がないかを意識してみよう。そして想像力を豊かにして、空白から推理する面白さを味わってみよう。			
4	105	側注2	3 クリミア戦争 一八五三一五六年。	生徒にとって理解し難い注である。 (本文に照らして理解し難い。)		3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-235		学校 高等学校		教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	22	上7-8	テーマや持ち時間を確認し、「話し方の基礎レッスン」で学習した、相手意識、目的意識、場面意識を持つ。 (23ページ上10-11行目も同。)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「「話し方の基礎レッスン」で学習した」。)	3-(3)	
2	36	下6	話し手と聞き手によって受け取り方が変化する。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (話し言葉の特徴について誤解する。)	3-(3)	
3	56	上5	漆塗りの中高の笠ここでは、	脱字である。	3-(2)	
4	120	下4-6	図1と図2のいちばん上の項目（「全体」）を比較して、どういう印象の違いがあるか、説明してみよう。	生徒が誤解するおそれのある指示である。 (「図1と図2のいちばん上の項目（「全体」）を比較して」。)	3-(3)	
5	132	上5-11	「活動⑥」全体	生徒にとって理解し難い活動である。 (活動の趣旨が理解し難い。)	3-(3)	
6	132	下2	さまざま	誤記である。	3-(2)	
7	132	下2-3	接続表現以外にも、文の印象を変えるさまざま表現上の工夫がある。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (接続表現について誤解する。)	3-(3)	
8	132	下10-11	●外来語（カタカナ語）…中国以外の国から受け入れた語。新しく、くだけた印象を与える。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (外来語（カタカナ語）について誤解する。)	3-(3)	
9	133	下11-12	擬態語は状態の感じを表した言葉。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (擬態語について誤解する。)	3-(3)	
10	182	下2-3	一八七三年（明治六）一月一日から太陰暦に替わって太陽暦が導入された	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (旧暦について誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-235		学校 高等学校		教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
11	264 - 275		言語活動全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。 (主たる文章の筆者が述べている内容をより具体的に理解するための適切な言語活動になっていない。)	2-(13)	
12	304	下14- 17	手紙やSNS等の通信手段をコンテクストの共有度合いに着目して並べる場合、一例をあげると次の表のようになる。 低い←————→高い 手紙 電子メール 投稿型SNS メッセージ型SNS	生徒にとって理解し難い説明である。 (通信手段の説明として理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-236		学校 高等学校		教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	目次③	14	主題を把握する	相互に矛盾している。 (表見返し②最上段図、11ページ表1段目、113ページ左の記述と一致していない。)	3-(1)	
2	90	下4-6	図1と図2のいちばん上の項目（「全体」）を比較して、どういう印象の違いがあるか、説明してみよう。	生徒が誤解するおそれのある指示である。 (「図1と図2のいちばん上の項目（「全体」）を比較して。」)	3-(3)	
3	130	下2-3	一八七三年（明治六）一月一日から太陰暦に替わって太陽暦が導入された	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (旧暦について誤解する。)	3-(3)	
4	206 - 217		言語活動全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。 (主たる文章の筆者が述べている内容をより具体的に理解するための適切な言語活動になっていない。)	2-(13)	
5	230	下6	話し手と聞き手によって受け取り方が変化する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (話し言葉の特徴について誤解する。)	3-(3)	
6	246		（「スライドの例」の「②展開」の4行目） 歳	表記の基準によっていない。 (常用漢字表外の訓であるのに読み方が示されておらず、表記の基準に依っていない。)	3-(4)	
7	258	上5-11	「活動⑥」全体	生徒にとって理解し難い活動である。 (活動の趣旨が理解し難い。)	3-(3)	
8	258	下2	さまざま	誤記である。	3-(2)	
9	258	下2-3	接続表現以外にも、文の印象を変える さまざま表現上の工夫がある。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (接続表現について誤解する。)	3-(3)	
10	258	下10-11	●外来語（カタカナ語）…中国以外の国から受け入れた語。新しく、くだけた印象を与える。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (外来語（カタカナ語）について誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-236		学校 高等学校		教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
11	259	下11-12	擬態語は状態の感じを表した言葉。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (擬態語について誤解する。)	3-(3)	
12	288	下14-17	手紙やSNS等の通信手段をコンテクトの共有度合いに着目して並べる場合、一例をあげると次の表のようになる。 低い←————→高い 手紙 電子メール 投稿型SNS メッセージ型SNS	生徒にとって理解し難い説明である。 (通信手段の説明として理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-237		学校 高等学校		教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	9	下20	⑥評価について	生徒にとって理解し難い表記である。 (上図に照らして理解し難い。)	3-(3)	
2	24	上5-11	「活動⑥」全体	生徒にとって理解し難い活動である。 (活動の趣旨が理解し難い。)	3-(3)	
3	24	下2	さまざま	誤記である。	3-(2)	
4	24	下2-3	接続表現以外にも、文の印象を変える さまざま表現上の工夫がある。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (接続表現について誤解する。)	3-(3)	
5	24	下10-11	●外来語（カタカナ語）…中国以外の 国から受け入れた語。新しく、くだけ た印象を与える。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (外来語（カタカナ語）について誤解する。)	3-(3)	
6	25	下11-12	擬態語は状態の感じを表した言葉。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (擬態語について誤解する。)	3-(3)	
7	33	下6	話し手と聞き手によって受け取り方が 変化する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (話し言葉の特徴について誤解する。)	3-(3)	
8	70	1	①～③は、紹介文を書く際のポイント の各項目に対応する。	生徒にとって理解し難い表現である。 (①～③の指示するものが理解し難い。)	3-(3)	
9	147	注⑪	性別違和 自覚している性別と社会的 性別との間にずれがある状態。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (性別違和について誤解する。)	3-(3)	
10	202		(「スライドの例」の「②展開」の4 行目) 歳	表記の基準によっていない。 (常用漢字表外の訓であるのに読み方が示されてお らず、表記の基準に依っていない。)	3-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-237		学校 高等学校		教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由		検定基準
	ページ	行				
11	216	下14-17	手紙やSNS等の通信手段をコンテクストの共有度合いに着目して並べる場合、一例をあげると次の表のようになる。 低い←————→高い 手紙 電子メール 投稿型SNS メッセージ型SNS	生徒にとって理解し難い説明である。 (通信手段の説明として理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-238		学校 高等学校	教科 国語	種目 現代の国語	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
1	76 - 83		教材全体	学習指導要領の示す「内容」に照らして、扱いが不適切である。 (内容B「書くこと」の(1)に示す事項に照らして、扱いが不適切。)	2-(1)
2	110 - 119		教材全体	学習指導要領の示す「内容」に照らして、扱いが不適切である。 (内容B「書くこと」の(1)に示す事項に照らして、扱いが不適切。)	2-(1)
3	159	下囲み	(「実社会へのアングル」7-8行) 表音文字は複数が組み合わされて初めて意味を成す	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (表音文字について誤解する。)	3-(3)
4	160 - 173		教材全体	学習指導要領の示す「内容」に照らして、扱いが不適切である。 (内容B「書くこと」の(1)に示す事項に照らして、扱いが不適切。)	2-(1)
5	223		「発展3」全体	生徒が誤解するおそれのある設問である。 (149ページ「情報の扱い方」に照らして誤解する。)	3-(3)
6	282 - 286		教材全体	学習指導要領の示す「内容」に照らして、扱いが不適切である。 (内容B「書くこと」の(1)に示す事項に照らして、扱いが不適切。)	2-(1)
7	287 - 291		教材全体	学習指導要領の示す「内容」に照らして、扱いが不適切である。 (内容B「書くこと」の(1)に示す事項に照らして、扱いが不適切。)	2-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-239		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	16	下段6-8	(言語活動 「花」といえば「桜」?) そのことは和歌に添えられた詞書(和歌が作られた状況などを述べる文)から知ることができる。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (「小倉百人一首」に詞書があるかのように誤解する。)	3-(3)	
2	57	上段8-9	(短歌の読み方) このリズムが何百年も前から私たちの心を表現してきたのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「何百年も前から」。)	3-(3)	
3	131	下段9-10	(古文学習のしるべ1 古文の言葉と仮名遣い) 特に、現代と形や意味が異なる言葉(②③)には注意が必要である。	生徒にとって理解し難い表現である。 (直前の項目に照らして理解し難い。)	3-(3)	
4	135	訳3	(用光と白波) あれほどの道理もわきまえない	生徒が誤解するおそれのある訳である。 (本文の内容について誤解する。)	3-(3)	
5	135	脚注8	(用光と白波) 武士 ここでは海賊を指す。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (本文の内容について誤解する。)	3-(3)	
6	195	図	(『平家物語』合戦地図) 源義仲方の進路	生徒が誤解するおそれのある地図である。 (源義仲方の進路について誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-240		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	53	左下段 2-4	(現代文の窓1 怪談の文学史) 多くの怪談話を集めたラフカディオ・ハーン(小泉八雲)『怪談』や柳田国男『遠野物語』はその代表格。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (『遠野物語』について誤解する。)	3-(3)	
2	55	7	(言語活動 改稿による違いを読み比べる) ところで君たちはこの家に鏡が一枚もないことに気づいているよね。	不正確である。 (出典に照らして引用が不正確。)	3-(1)	
3	106	脚注11	(用光と白波) 武士 ここでは海賊を指す。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (本文の内容について誤解する。)	3-(3)	
4	288	4段右	(『マチネの終わりに』の説明) 天才的なチェロ奏者	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (『マチネの終わりに』について誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-241		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	83	上段3	(和歌の世界へ 新古今和歌集) 源道具	誤記である。		3-(2)
2	101	写真	(『平家物語 アニメーションガイド』の図版) ニュータイプ	特定の商品の宣伝になるおそれがある。		2-(7)
3	141	脚注	(「借虎威」 *訓読で注意する語) 以為	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (訓読について誤解する。)		3-(3)
4	162	上段左	(ブックガイド 『現代語訳 史記』 の図版) CHIKUMA SHINSHO	特定の商品の宣伝になるおそれがある。		2-(7)
5	166	地図	(「唐代の詩」 唐詩関連地図) 凡例の「古跡」と記号	生徒にとって理解し難い表現である。 (地図に照らして理解し難い。)		3-(3)
6	179	中段13	(「言語文化の扉」 李白と杜甫) 渭(い)	不統一である。 (振り仮名の仮名遣いが他に照らして不統一。)		3-(4)
7	179	中段14	(「言語文化の扉」 李白と杜甫) 江(こう)	不統一である。 (振り仮名の仮名遣いが他に照らして不統一。)		3-(4)
8	238	中段右	(ブックガイド 『中原中也詩集』) 吉田灝生選	相互に矛盾している。 (書影に照らして相互に矛盾している。)		3-(1)
9	256	中段中央	(ブックガイド 『かけら』の説明) 表題作を含む四編を収録。	不正確である。 (書籍の紹介が不正確である。)		3-(1)
10	296	中段右	(ブックガイド 『写真が語る銃後の暮らし』の図版) CHIKUMA SHINSHO	特定の商品の宣伝になるおそれがある。		2-(7)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-241		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
11	318	中段右	(ブックガイド 『教科書の中の世界文学』の図版) 三省堂	特定の商品の宣伝になるおそれがある。		2-(7)
12	327	6	(文学史年表) きみのともだち (重松清)	不正確である。 (書名が不正確。)		3-(1)
13	327	22	(文学史年表) 同志少女よ、敵を撃て(逢坂冬馬))	誤記である。		3-(2)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-242		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返 2	下左	(言語文化の変遷) あわただしく、玄関をあける音が聞えて、私はその音で、眼をさました が、それは泥酔の夫の、深夜の帰宅にきまっているのでございますから、そ	生徒が誤解するおそれのある例示と説明である。 (作品について誤解する。)	3-(3)	
			のまま黙って寝ていました。 一九四六年に「現代かなづかい」が定められ、現在の表記法となつた。			
2	12	上段左	(「この教科書で学ぶために」) 各教材の注の欄(下段または脇段)	生徒にとって理解し難い凡例である。 (注に照らして理解し難い。)	3-(3)	
3	15	脚注	(「食器棚の奥で」) 注 (17ページ・19ページ脚注も同。)	生徒にとって理解し難い記号である。 (凡例に照らして理解し難い。)	3-(3)	
4	38	上段	(〔蛇足〕) ◎「為蛇足者」(37・3)と言った 者の気持ちを説明してみよう。	生徒にとって理解し難い設問である。 (設問の趣旨が理解し難い。)	3-(3)	
5	62	下段14	(語彙 自動詞と他動詞) 同じものの動詞	誤記である。	3-(2)	
6	70	下段囲 み1-2	(「十八史略」 語彙「いふ」という語) 漢文を読んでいると「いふ」という意味と読みとをもつ語が四つあることに気づく。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「四つある。」)	3-(3)	
7	71	下段右	(「コラム 三国志を楽しもう」 『パリピ孔明』の説明) 現代の現代	誤記である。	3-(2)	
8	98	脚注5	(「筒井筒」) 筒井筒 井戸の地上部分の囲い。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (筒井筒について誤解する。)	3-(3)	
9	104	上段 13-14	(コラム 伊勢物語と源氏物語) それを隠れて聞いていた男は、深くわ が身を恥じるというシーンがある。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (『伊勢物語』の「筒井筒」について誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-242		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
10	105	上段7-8	(コラム 伊勢物語と源氏物語) 二人はその後、結婚へとこぎつけるものの、さらに過酷な運命が待っていた。	生徒にとって理解し難い説明である。 (「さらに過酷な運命が待っていた」。)	3-(3)	
11	120	上囲み1-2	(学習活動のために) 『聖地巡礼』と非常に相性のいい芸能	脱字である。	3-(2)	
12	122	中段中央	(ブックガイド 『古典落語100席』) 鑑修	誤記である。	3-(2)	
13	125	脚注	(「史記」「鶉鳴狗盜」*語句) 得A〈A(スルコト)ヲう〉A(すること)ができる。[可能]	生徒にとって理解し難い説明である。 (本文に照らして理解し難い。)	3-(3)	
14	128	下段囲み	(「史記」語彙 さまざまな「客」) 全体	生徒にとって理解し難い解説である。 (解説の趣旨が理解し難い。)	3-(3)	
15	129	上段4-7	(「コラム 歴史を記録する」) 紀伝体は個人の伝記をいくつも合せた体裁で、君主の伝記である「本紀」や、臣下の伝記である「列伝」を中心として、王や諸侯などの家筋を記した	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (「紀伝体」について誤解する。)	3-(3)	
			「世家」、事実を簡素化して表で示した「表」などから構成される。			
16	152	下囲み14	(コラム 村上春樹と「世界文学」) 「留まらない」の「留」	表記の基準によっていない。 (常用漢字表外の訓であるのに読み方が示されておらず、表記の基準によっていない。)	3-(4)	
17	155	上段2-3	(広がる読書 翻訳の神様) 「世の中ににはきっと翻訳の神様がいるんだ」	不正確である。 (出典に照らして引用が不正確。)	3-(1)	
18	196	下段左	(ブックガイド 『日本の名詩、英語でおどる』の説明) ややゆよん	不正確である。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-242		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
19	203	上段9-11	(古文を読むために 7 助詞) そのためこの後に続く接続助詞「ば」も、すでに確定したを表しており、「～すると、～したところ」と訳す。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「すでに確定したを表しており」。)	3-(3)	
20	261	下段18	(角田光代の説明) 蟬	表記の基準によっていない。 (常用漢字表外の字であるのに読み方が示されておらず、表記の基準によっていない。)	3-(4)	
21	264	下段中央	(ブックガイド 『教科書の中の世界文学』の図版) 三省堂	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
22	270	表21	(日本の言語文化史) 蝕	表記の基準によっていない。 (常用漢字表外の字であるのに読み方が示されておらず、表記の基準によっていない。)	3-(4)	
23	285	中段6	(「漢文の基本形式」) 眇	表記の基準によっていない。 (常用漢字表外の字であるのに読み方が示されておらず、表記の基準によっていない。)	3-(4)	
24	285	中段6	(「漢文の基本形式」) 韋	表記の基準によっていない。 (常用漢字表外の字であるのに読み方が示されておらず、表記の基準によっていない。)	3-(4)	
25	287	中段9	(「漢文の基本形式」) 其恕乎。 (197・4)	不正確である。 (ページと行の示し方が不正確。)	3-(1)	
26	292	中段10	(言語活動のための基礎用語集 情報の扱い方) 釋	表記の基準によっていない。 (常用漢字表外の字であるのに読み方が示されておらず、表記の基準によっていない。)	3-(4)	
27	301	図	古文参考地図	生徒にとって理解し難い表現である。 (古文参考地図の縮尺が理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-243		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	67	上段8	(解釈の視点② 短歌・俳句の修辞) 【句切れ】 →3 1 7 ページ	不正確である。 (ページの示し方が不正確。)	3-(1)	
2	67	中段8	(解釈の視点② 短歌・俳句の修辞) 【体言止め】 →3 1 6 ページ	不正確である。 (ページの示し方が不正確。)	3-(1)	
3	129	下左	(私たちと古文) 修復された「源氏物語絵巻」を読む 修復作業は、平成24(2012)年から令和2(2020)年の8年間にわたって行われた。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (「源氏物語絵巻」の修復について誤解する。)	3-(3)	
4	129	下左	(私たちと古文) 絵巻は、両手で持つて、左手で開いて右手で巻き取り、物語を進行させて読み進める。 ▼「源氏物語絵巻」宿木(二)	生徒が誤解するおそれのある説明及び図版とキャプションである。 (国宝の絵巻の扱いについて誤解する。)	3-(3)	
			[平安時代・国宝]			
5	133	下16-21	(解釈の視点① 古典の言葉) ①現代では使われなくなった言葉 例 児 つれづれ さぶらふ たてまつる ②現代語とは読み方が異なる言葉	生徒にとって理解し難い例示である。 (項目に照らして理解し難い。)	3-(3)	
			例 出で 片方 無期 ③現代語とは意味が変化した言葉(古今異義語) 例 驚かす 念ず 定めて おぼゆ やはら			
6	201	図	(源平合戦地図) 源義経の進路	生徒が誤解するおそれのある地図である。 (源義経の進路について誤解する。)	3-(3)	
7	247	左上段	(「推敲」 学習のポイント 内容の理解) 「乃具言。」(246・6)	不正確である。 (行の示し方が不正確。)	3-(1)	
8	247	左下段	(「推敲」 学習のポイント 語句と文法) ①未決(246・5)	不正確である。 (行の示し方が不正確。)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-243		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
9	247	左下段	(「推敲」 学習のポイント 語句と文法) ②不覺衝大尹韓愈。 (246・6)	不正確である。 (行の示し方が不正確。)		3-(1)
10	253	脚注	(「借虎威」) 戦国策 前漢の劉向 (前七七? - 前六?)	不統一である。 (355ページの年表と照らして没年が不統一。)		3-(4)
11	264	下6	(「展開 鶴が鳴く」 ◆比較の視点) ①それぞれの作品について、登場人物の心情を考えてみよう。	生徒にとって理解し難い説明である。 (設問の趣旨が理解し難い。)		3-(3)
12	271	7	(「漢詩 十一首」「月夜見梅花」) 漢学の才で知られる菅原道真は、一四歳で次の漢詩を詠んだ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「一四歳」。)		3-(3)
13	277	脚注	(「漢詩 十一首」「春望」) 43 烽火 のろし。補 敵の来襲や、急変を知らせるためにあげる。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (「春望」の内容について誤解する。)		3-(3)
14	278	脚問	(「漢詩 十一首」「香炉峰下、新ト山居、草堂初成、偶題東壁」) 13 「心泰シ」「身寧シ」の理由を述べている句をそれぞれ一句ずつ抜き出せ。	生徒にとって理解し難い指示である。 (「それぞれ一句ずつ」。)		3-(3)
15	裏見返 ⑪	下10-11	(日本の伝統文化) 義経の位によって「判官贔屓」というようになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「義経の位によって」。)		3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-244		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	30	脚注5	(「水かまきり」) 人間万事塞翁が馬 →2 3 4 ページ	不正確である。 (ページの示し方が不正確。)		3-(1)
2	36	中段8-13	(作者の世界 川上弘美) エピソード 理科系の経歴 高校卒業後、お茶の水女子大学理学部に入学。大学ではS F研究会に所属した。大学卒業後は四年間、中高の理	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (「小説家としては珍しい理科系の経歴の持ち主である」。)		3-(3)
			科教諭を務めるなど、小説家としては珍しい理科系の経歴の持ち主である。			
3	47	上段2-3	(作者の世界 三浦哲郎) 一九一六年、「忍ぶ川」で芥川賞を受賞。	誤りである。 (「一九一六年」。)		3-(1)
4	47	中段13-16	(作者の世界 三浦哲郎) そして一九六〇(昭和三五)年、自身の暗く辛い半生を主題とした小説「忍ぶ川」により、第四四回芥川賞を受賞した。	誤りである。 (「一九六〇(昭和三五)年」。)		3-(1)
5	47	下段5-7	(作者の世界 三浦哲郎) その中でも、短編の作品を最も得意とし、「拳銃と十五の短篇」「みちづれ」など、多くの名短編を世に出した。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「名短編」。)		3-(3)
6	59	下15	(「アナログ的な日本の四季」 語句と漢字2) ⑤生まれたばかりのタイジ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「タイジ」。)		3-(3)
7	61	4段左	(言語文化の窓③ 日本語から見える文化) 「野分」の「分」	表記の基準によっていない。 (常用漢字表外の訓であるのに読み方が示されておらず、表記の基準によっていない。)		3-(4)
8	95	上	(芥川龍之介の言葉 「侏儒の言葉」より) 幸福とは幸福を問題にしない時をいう。	生徒が誤解するおそれのある例示である。 (「幸福とは幸福を問題にしない時をいう」。)		3-(3)
9	100	上左	(言語文化の窓④ 「羅生門」と翻案の世界) 尤草子	表記が不統一である。 (直後に示された書名に照らして不統一。)		3-(4)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-244		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
10	100	上左	(言語文化の窓④ 「羅生門」と翻案の世界) 『尤草紙』 作者未詳。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (作者が定まっていないかのように誤解する。)	3-(3)	
11	100	中左	(言語文化の窓④ 「羅生門」と翻案の世界) 中島敦 (1909-1943)	誤りである。 (没年が誤りである。)	3-(1)	
12	148	上4-5	(「つなげる❸ 訳詩にチャレンジ！」) 2 「詩歌の調べ」の和歌や漢詩から好きな作品を選び、例を参考にして現代語に訳してみよう。	生徒にとって理解し難い指示である。 (「現代語に訳してみよう。」。)	3-(3)	
13	183	中段3	(作品の世界 徒然草) 兼好法師 (一二八三?—一三五一?)	表記が不統一である。 (199ページに示された兼好法師の没年に照らして不統一。)	3-(4)	
14	183	下段左	(『すらすら読める徒然草』の図版) 講談社文庫	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
15	186	下5	(ことは9 助動詞と助詞) 例 法師の、行願寺のほとりにありけるが (180・5) …同格	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (格助詞「の」の意味について誤解する。)	3-(3)	
16	206	下2-7	(「あづま下り」 学習のポイント ひろげる) 1 「から衣」の歌を参考に、折句を作ってみよう。 (例) おそらくまで毎晩	生徒が誤解するおそれのある設問である。 (折句について誤解する。)	3-(3)	
			めをこすりながら でんきをつけて猛勉強 とうとう合格 うんと遊んでいいよ！			
17	214	脚注3	(「木曾の最期」) 御身 お体。貴人を敬って呼ぶ表現。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (本文の内容について誤解する。)	3-(3)	
18	219	中段9-10	(作品の世界 平家物語) 文体は和漢混交文(和文と漢文が組み合わさった文章)。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (和漢混交文について誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-244		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
19	219	下段4-10	(作品の世界 平家物語) 平家を滅ぼした壇ノ浦の戦いでは、船から船へ「二丈ばかり」飛び移ったといわれる。「一丈」は約3mなので、重い鎧を身につけたまま約6mも跳躍	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (『平家物語』について誤解する。)	3-(3)	
			したことになる。常人離れした活躍ぶりは、「義経の八艘飛び」として知られている。			
20	223	中段中央	(言語文化の窓⑩ 物語のいろいろ) ギリシャ人のイソップ(アイソポス) [前六二〇—前五六四?]	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (イソップ(アイソポス)の生年が確定しているかのように誤解する。)	3-(3)	
21	223	下段12	(言語文化の窓⑩ 物語のいろいろ) 『負けウサギ』	不正確である。 (書名が不正確。)	3-(1)	
22	224	上左	(『妖怪ビジュアル大図鑑』の図版) 講談社ポケット百科	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
23	224	下左	(言語文化の窓⑩ 物語のいろいろ) 因縁で結ばれた八人の武士による波乱万丈の物語。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (「南総里見八犬伝」について誤解する。)	3-(3)	
24	229	中段2	(作品の世界 土佐日記) 紀貫之(?)—九四五)。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (没年が確定しているかのように誤解する。)	3-(3)	
25	264	上15-16	(言語文化の窓⑬ 故事成語に親しむ) 自信を胸に、背水の陣で試合に臨む。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (「背水の陣」について誤解する。)	3-(3)	
26	267	9	(「論語」) 女	不統一である。 (他に照らして不統一である。)	3-(4)	
27	276	下段右	(『孔子はこう考えた』の図版) ちくまプリマ—新書	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 檢定意見書

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-245		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	128	下囲み 8-9	(解説 源義仲と松尾芭蕉) 斎藤実盛(義仲の父・義賢に仕えた後 、	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (「義仲の父・義賢に仕えた」。)	3-(3)	
2	142	下左	(『英文収録 おくのほそ道』の説明 ) 日本人以上に日本文学を愛し、	生徒にとって理解し難い表現である。 (「日本人以上に日本文学を愛し」。)	3-(3)	
3	229	上左	(『河童』の説明) 河童の国に転げ落ちた「僕」は、そこで見た河童の社会について作者に語る 。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (『河童』について誤解する。)	3-(3)	
4	298	下7-20	(ズームアップ 「戦い」をことばで描く文学) また、軍記物語には、それまでの文学にはなかった新しい人物像として、超人的な力を發揮し、また他とは異なる論理で行動する武士の姿が生き生きと描かれることがある。『平家物語』でいえば、超人的弓技を披露する那須与一などがそれに該当するだろうし、「木曾の最期」の義仲・兼平の行動もそれにあてはまるだろう。そこには、新たな「力」が、賞賛と畏怖とがないまぜになって表現されている。	生徒にとって理解し難い説明である。 (説明の趣旨が理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-246		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	118	下囲み 8-9	(解説 源義仲と松尾芭蕉) 斎藤実盛(義仲の父・義賢に仕えた後 、	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (「義仲の父・義賢に仕えた」。)	3-(3)	
2	132	下左	(『英文収録　おくのほそ道』の説明 ) 日本人以上に日本文学を愛し、	生徒にとって理解し難い表現である。 (「日本人以上に日本文学を愛し」。)	3-(3)	
3	178	下15	(「漢文チェックポイント5　漢詩の 形式」) 「登高」(一七〇頁)	不正確である。 (ページの示し方が不正確。)	3-(1)	
4	256	下7-20	(ズームアップ 「戦い」をことばで 描く文学) また、軍記物語には、それまでの文 学にはなかった新しい人物像として、 超人的な力を發揮し、また他とは異なる 論理で行動する武士の姿が生き生き と描かれることがある。『平家物語』 でいえば、超人的弓技を披露する那須 与一などがそれに該当するだろうし、 「木曾の最期」の義仲・兼平の行動も	生徒にとって理解し難い説明である。 (説明の趣旨が理解し難い。)	3-(3)	
			それにあてはまるだろう。そこには、 新たな「力」が、賞賛と畏怖とがない まぜになって表現されている。			
5	310	脚注	(恋の諸相) 光明皇后● (?~七一六?)	誤りである。 (生没年が誤りである。)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-249		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	84	下段右	(図版1 キャプション) 藤原為家自筆嘉禎二年古写本『土佐日記』	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「藤原為家自筆」)	3-(3)	
2	325	3段2	(日本文学史年表) 常用漢字告示	不正確である。 (告示に照らして不正確。)	3-(1)	
3	326	2段26	(日本文学史年表) 凪	表記の基準によっていない。 (常用漢字表外の字であるのに読み方が示されておらず、表記の基準によっていない。)	3-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-250		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	全体		書籍全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容(1)のイ「常用漢字の読みに慣れ、主な常用漢字を書き、文や文章の中で使うこと。」)	2-(1)	
2	全体		書籍全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の取り扱い(1)のウ「「B読むこと」の近代以降の文章に関する指導については、20単位時間程度を配当するものとし、計画的に指導すること。」)	2-(1)	
				)		
3	10	下段8-11	(この教科書で学習するために) c 重要漢字 現代文では、本文中の常用漢字から注意すべき漢字を選び、掲載ページ・用例とともに示した。用例は、本文中で用いられた熟語以外のも	生徒にとって理解し難い凡例である。 (教材に照らして理解し難い。)	3-(3)	
			のを掲げた(本文中で用いられた熟語が主な使われ方である場合を除く)。			
4	51	注	(「沖つ白浪」[大和物語]) うち約百五十段は当時実在の人物の歌による実話で、残りは歌に結びついた伝説・説話である。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (大和物語について誤解する。)	3-(3)	
5	103	脚注11	(転換期の文学—『平家物語』の魅力) 出家後、六波羅(現在の京都市東山区)に邸宅を構えた。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (平清盛について誤解する。)	3-(3)	
6	109	上7-8	(和漢混交文と漢字仮名交じり文) 基本的に和語を用いて平仮名ばかりで書かれた「和文体」	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (和文体について誤解する。)	3-(3)	
7	129	下段3-7	(古典文法の窓8 和歌・俳諧の修辞) 《句切れ》 結句(第五句)以外の句で意味の切れ目のある所を言う。『万葉集』の時代では二・四句切れが、『	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (句切れについて誤解する。)	3-(3)	
			古今和歌集』の時代では三句切れが、『新古今和歌集』の時代では初・三句切れが多い。句切れによって歌のリズムが異なり、二・四句で切れる場合は五七調、初・三句で切れる場合は七五			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-250		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
			調となる。			
8	189	側注	(「唐詩」) 王維 六九九？—七六一年。	不統一である。 (285ページの年表に照らして没年が不統一。)	3-(4)	
9	189	側注	(「唐詩」) 錢起 七二二—八〇年。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (生没年が確定しているかのように誤解する。)	3-(3)	
10	190	上段6-7	(「漢詩のきまり2」 対句) 漢文では、シンメトリー（左右対称）の表現が好んで用いられる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「シンメトリー（左右対称）」。)	3-(3)	
11	199	脚注	(「老子」) 7 「彊」	表記の基準によっていない。 (常用漢字表外の字であるのに読み方が示されておらず、表記の基準によっていない。)	3-(4)	
12	201	脚注	(「老子」) 2 什伯之器 「什伯」は、「十百」と同じ。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (「什伯」について誤解する。)	3-(3)	
13	205		(「雑説」 句法のまとめ) *不常～ …… (二〇四・3)	不正確である。 (行の示し方が不正確。)	3-(1)	
14	205		(「雑説」 句法のまとめ) *祇～ …… (二〇四・4)	不正確である。 (行の示し方が不正確。)	3-(1)	
15	205		(「雑説」 句法のまとめ) *嗚呼 …… (二〇五・3)	不正確である。 (行の示し方が不正確。)	3-(1)	
16	211 - 212	18 - 1	(近代語の成立) また、山田美妙の『武蔵野』(一八八七)、『蝴蝶』(一八八九)は〈デス体〉を用いて近代小説の文体を形成した。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (『武蔵野』について誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-250		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
17	255	上段4	(「美の世界」) 棲	表記の基準によっていない。 (常用漢字表外の字であるのに読み方が示されておらず、表記の基準によっていない。)	3-(4)	
18	281	上段10	(日本文学史) *建礼門院右京大夫集 (藤原伊行女?)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『建礼門院右京大夫集』の作者が確定していないかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-251		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返三	下段1-3	(「木曜会」の説明) 明治三十九年から漱石の死まで、漱石山房（漱石が明治四十年から晩年まで暮らした現在新宿区早稲田南町の住居）で定期的に開催された集い。	生徒にとって理解し難い説明である。 (「木曜会」の説明として理解し難い。)	3-(3)	
2	表見返三	下段8	(夏目漱石と芥川龍之介—その交流) 決	表記の基準によっていない。 (常用漢字表外の字であるのに読み方が示されておらず、表記の基準によっていない。)	3-(4)	
3	99	脚注11	(転換期の文学—『平家物語』の魅力) 出家後、六波羅（現在の京都市東山区）に邸宅を構えた。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (平清盛について誤解する。)	3-(3)	
4	105	上7-8	(和漢混交文と漢字仮名交じり文) 基本的に和語を用いて平仮名ばかりで書かれた「和文体」	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (和文体について誤解する。)	3-(3)	
5	125	下段3-7	(古典文法の窓8 和歌・俳諧の修辞) 《句切れ》 結句（第五句）以外の句で意味の切れ目のある所を言う。『万葉集』の時代では二・四句切れが、『	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (句切れについて誤解する。)	3-(3)	
			古今和歌集』の時代では三句切れが、『新古今和歌集』の時代では初・三句切れが多い。句切れによって歌のリズムが異なり、二・四句で切れる場合は五七調、初・三句で切れる場合は七五			
			調となる。			
6	184	側注	(「唐詩」) 王維 六九九？—七六一年。	不統一である。 (317ページの年表に照らして没年が不統一。)	3-(4)	
7	185	上段6-7	(「漢詩のきまり2」 対句) 漢文では、シンメトリー（左右対称）の表現が好んで用いられる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「シンメトリー（左右対称）」。)	3-(3)	
8	195	脚注	(「老子」) 7 「彊」	表記の基準によっていない。 (常用漢字表外の字であるのに読み方が示されておらず、表記の基準によっていない。)	3-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-251		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
9	197	脚注	(「老子」) 2 什伯之器 「什伯」は、「十白」と同じ。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (「什伯」について誤解する。)	3-(3)	
10	201		(「雑説」 句法のまとめ) *不常～ …… (二〇〇・3)	不正確である。 (行の示し方が不正確。)	3-(1)	
11	201		(「雑説」 句法のまとめ) *祇～ …… (二〇〇・4)	不正確である。 (行の示し方が不正確。)	3-(1)	
12	201		(「雑説」 句法のまとめ) *嗚呼 …… (二〇一・3)	不正確である。 (行の示し方が不正確。)	3-(1)	
13	207 - 208	18 - 1	(近代語の成立) また、山田美妙の『武蔵野』(一八八七)、『蝴蝶』(一八八九)は〈デス体〉を用いて近代小説の文体を形成した。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (『武蔵野』について誤解する。)	3-(3)	
14	313	上段10	(日本文学史) *建礼門院右京大夫集 (藤原伊行女?)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『建礼門院右京大夫集』の作者が確定していないかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-252		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	122	上14	(文学のしるべ 小動物を通して描かれる文学の世界) 『金魚練乱』 (下中の『金魚練乱』も同。)	不正確である。 (書名が不正確。)		3-(1)
2	122	上18	(文学のしるべ 小動物を通して描かれる文学の世界) 人を描くはずの文学作品において、なぜ小動物が多く扱われるのか。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (文学作品について誤解する。)		3-(3)
3	140	上9-11	(文学のしるべ 「当事者」の文学から考える) 「当事者」であるからこそ語ることのできる事件の実情や、置かれている状況と自分がどのように向き合ったのか	生徒にとって理解し難い表現である。 (係り受けが理解し難い。)		3-(3)
			、そこでの葛藤や苦悩、他者との軋轢といった人間のあり方が描き出されてきたのである。			
4	174	上6-7	(歴史の窓 隨筆文学) そもそも「隨筆」とは、中国宋代、十三世紀の洪邁の著作『容齋隨筆』を起源とする。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (「隨筆」について誤解する。)		3-(3)
5	190	上段	(言語活動 描かれた『伊勢物語』を調べる) (上10-15行および図版) 現在に伝わる最古の絵画資料は、鎌倉時代に作られた絵巻物の断片で、その	生徒が誤解するおそれのある説明と図版である。 (『伊勢物語絵巻』について誤解する。)		3-(3)
			後、室町時代にかけて様々な『伊勢物語絵巻』が作られた。			
6	232	右	(『平家物語』関連図) ⑦宇治川の戦い 勝源範頼・義経×負源義仲	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『平家物語』の宇治川の戦いについて誤解する。)		3-(3)
7	275	上14	(漢文を読むために4 特殊な読み方をする語) 所以 理由 法令所以導民也。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (「所以」について誤解する。)		3-(3)
8	290	脚注	(「先従隗始」) 2噲 前三二一一前三一二在位。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (在位期間について誤解する。)		3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-252		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由		検定基準
	ページ	行				
9	328	側注	(「新死鬼」) 劉義慶 ……宋(六朝)の武帝劉裕の弟、	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (劉義慶と劉裕の関係について誤解する。)		3-(3)
10	335	下左	(『文豪ストレイドッグス』) 株式会社KADOKAWA	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。		2-(7)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-253		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	18	右3	(著者紹介 若松英輔) 『沈黙の力』	不正確である。 (書名が不正確。)		3-(1)
2	140	上7-8	(言語活動 くずし字を読んでみよう) いすれも楷書の点画を省略してくずし書きにした「くずし字」で書かれている。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (「くずし字」について誤解する。)		3-(3)
3	182	上段	(言語活動 描かれた『伊勢物語』を調べる) (上10-15行および図版) 現在に伝わる最古の絵画資料は、鎌倉時代に作られた絵巻物の断片で、その	生徒が誤解するおそれのある説明と図版である。 (『伊勢物語絵巻』について誤解する。)		3-(3)
			後、室町時代にかけて様々な『伊勢物語絵巻』が作られた。			
4	196	右	(『平家物語』関連図) ⑦宇治川の戦い 勝源範頼・義経×負源義仲	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『平家物語』の宇治川の戦いについて誤解する。)		3-(3)
5	257	脚注	(「春望」) ⑥烽火 のろし。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (「春望」の内容について誤解する。)		3-(3)
6	270	脚注	(「先従隗始」) ②噲 前三二一一前三一二在位。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (在位期間について誤解する。)		3-(3)
7	293	下左	(『文豪ストレイドッグス』) 株式会社KADOKAWA	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。		2-(7)
8	298	上	(文語文法要覧) 文語形容詞活用表 参照 古文を読むために3→一六〇ページ (文語形容動詞活用表 参照 古文を読むために3→一六〇ページも同。)	不正確である。 (ページの示し方が不正確。)		3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 106-254		学校 高等学校		教科 国語	種目 言語文化	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	23	9	(ことばが運ぶ文化の記憶) ▼「前の世…」の一文から、桐壺更衣と光源氏にはどんな出来事が待っていると想像できるか。	生徒にとって理解し難い設問である。 (設問の意図が理解し難い。)	3-(3)	
2	41	脚注8	(「検非違使忠明のこと」) 風にしぶかれて 訳 風に激しく吹きつけられて。	生徒が誤解するおそれのある訳である。 (本文の内容について誤解する。)	3-(3)	
3	119	下13-24	(構成と概観 「古今和歌集」) 現存最古の和歌集「万葉集」は、個人の意図で編集された私撰集であり、表記には万葉仮名が用いられた。内容も、口承時代の歌が含まれ、素朴と評	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (和歌集について誤解する。)	3-(3)	
			されることが多いが、儀礼の歌などには巧みな表現も見られる。 … 「新古今和歌集」は題名からも「古今和歌集」を意識したものである。鎌			
			倉時代初期に成立したこの歌集は、天皇の権威の復活を企図しており、成熟した優艶な美意識が反映されている。			
4	291	下10-11	(「破戒」の説明) 学校を去って恋人とテキサスへ行く。	生徒が誤解するおそれのある説明である。 (「破戒」の内容について誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。